

長」を削り、同条第三項の表農業普及指導専門監の項の次に次のように加える。

団体支援専門監	同	上司の命を受け、農業団体の運営に関する助言に関する事務を掌理する。
---------	---	-----------------------------------

第二十二條第三項の表農地集積指導専門監の項の次に次のように加える。

施設管理指導調整専門監	同	上司の命を受け、土地改良施設の管理指導及び調整に関する事務を掌理する。
-------------	---	-------------------------------------

第二十二條第三項の表会計指導専門監の項を削る。

第二十七條第一項の表副場長の項の次に次のように加える。

所長代理	大阪事務所	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、所長を補佐する。
------	-------	------------------------------

第二十七條第六項の表農地集積指導専門監の項中、「北部地方振興事務所栗原地域事務所」を削る。

第六十四條第二項中、「企画・事業推進部」の下に、「自動車産業支援部」を加え、同条第三項企画・事業推進部の分掌事務の項第九号中、「こと」の下に、「自動車産業支援部の所管に属するものを除く。」を加え、同項の次に次のように加える。

自動車産業支援部

一 自動車関連企業等の技術力の強化に関すること。

二 自動車関連企業等の新技術及び新工法の開発の支援に関すること。

第六十四條第三項材料開発・分析技術部の分掌事務の項第二号中、「こと」の下に、「自動車産業支援部の所管に属するものを除く。」を加える。

第九十五條第五項中、「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 仙台土木事務所に総務部 道路部、河川部及び建築部を置き、各部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

一 土木工事の契約に関すること。

二 建設業に関すること。

三 建設統計に関すること。

四 公有水面の占有及び埋立に関すること（河川部の所管に属するものを除く。）。

五 河川等公共用地から生ずる産物の採取に関すること（河川部の所管に属するものを除く。）。

六 国土交通大臣の所管に属する公共用財産（港湾に係るものを除く。）の管理に関すること。
七 道路、河川及び海岸等公共物の占有及び使用に関すること（道路部及び河川部の所管に属するものを除く。）。

八 砂防指定地（砂防設備を含む。）、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること（占用等に関するに限る。）。

九 砂利採取計画の認可に関すること（河川部の所管に属するものを除く。）。

十 屋外広告物の規制に関すること。

十一 岩沼海浜緑地に関すること（道路部の所管に属するものを除く。）。

十二 仙台港多賀城緩衝緑地、総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場を除く。）及び加瀬沼公園に関すること（道路部の所管に属するものを除く。）。

十三 土木工事に伴う用地の買収、登記及び補償に関すること。

十四 水防に関すること（ダム総合事務所の所管に属するものを除く。）。

十五 その他特に命ぜられた事項に関すること（他部の所管に属するものを除く。）。

道路部

一 道路の占用及び使用の技術的審査に関すること。

二 岩沼海浜緑地に関すること（工事に限る。）。

三 仙台港多賀城緩衝緑地、総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場を除く。）及び加瀬沼公園に関すること（工事に限る。）。

四 国道道の維持管理及び工事に限る。

五 都市計画事業に関すること。

六 交通安全施設の工事に限る。

七 市町村国庫補助事業及び県費補助工事の指導監督に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、これらに関する事項で特に命ぜられたものに関すること。

河川部

一 公有水面の占有及び埋立の技術的審査に関すること。

二 河川等公共用地から生ずる産物の採取の技術的審査に関すること。

三 河川及び海岸の占用及び使用の技術的審査に関すること。

四 砂防指定地（砂防設備を含む。）、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること（総務部の所管に属するものを除く。）。

- 五 砂利採取計画の認可の技術的審査に関すること。
- 六 河川、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地の崩壊防止工事に関すること。
- 七 ダム建設に係る調査及び工事に関すること(ダム総合事務所の所管に属するものを除く。)
- 八 河川、海岸及び運河の維持管理に関すること。
- 九 砂防施設等の維持管理に関すること。
- 十 気象及び水位の観測に関すること。
- 十一 災害情報の収集に関すること(ダム総合事務所の所管に属するものを除く。)
- 十二 前各号に掲げるもののほか、これらに関する事項で特に命ぜられたものに関すること。
建築部
- 一 都市計画制限に関すること。
- 二 建築基準に関すること。
- 三 浄化槽の設置の規制に関すること。
- 四 建築士等に関すること。
- 五 宅地造成等の規制に関すること。
- 六 租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関すること。
- 七 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進(特定建築物に係るものに限る。)
- 八 建築物の耐震改修の促進に関すること。
- 九 だれもが住みよい福祉のまちづくりの建築物に係る指導等に関すること。
- 十 エネルギー使用の合理化に関すること(建築物及び住宅に係るものに限る。)
- 十一 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関すること。
- 十二 市町村公営住宅及び特定優良賃貸住宅の指導監督に関すること。
- 十三 長期優良住宅の普及の促進に関すること。
- 十四 県有施設の営繕に係る設計及び施行に関すること。
- 十五 県有施設の計画的な保全に係る調整に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、これらに関する事項で特に命ぜられたものに関すること。
附則に次の一項を加える。
(東日本大震災からの復興を推進するための分掌事務の特例)
5 本庁の各課室及び地方機関は、この規則により定められた分掌事務のほか、当分の間、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による被害を受けた地域の復興を推進するための事務で当該分掌事務に直接又は間接に関連するものを分掌するものとする。

別表第二宮城県地方港湾審議会の項中「重要港湾の」を「国際拠点港湾及び重要港湾の」に、「重要港湾及び」を「国際拠点港湾及び重要港湾並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、別表第二宮城県地方港湾審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。